

第6編 こうとうがっこうにゆうがくじゅんび
高等学校等入学準備のために

第6編

高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふ じょ こうとうがっこうとうしゅうがく ひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学される際に必要な費用（学用品・制服・カバン・靴の購入費、受験（検）料・入学金等）を支給します。		
対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）		
支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」		
	区 分	内 容	基準額
	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費 【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円
	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額2,330円以内
	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給
	授業料	授業料	下記※1、※2参照
	入学料	入学料	公立高校入学料相当額
	入学考査料	入学考査料（受験（検）料）	30,000円以内
	通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給
	入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費	87,900円以内
	学習支援費	課外クラブ活動費等	実費支給 （年間上限額 84,600円以内）
	※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象 ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。		
備 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.58）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和7年3月現在のもので、変更となる場合があります。

高等学校等入学準備のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。						
対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方</p> <p>1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方</p> <p>2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑤に該当される方 ①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯 注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④、⑤については、障害・傷病の程度要件があります。</p> <p>▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。</p> <p>▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p> <p>▶ 申請年度の4月1日現在支給対象でない場合、返還もしくは支給されないことがあります。</p>						
支 給 額	単位：円						
	世帯区分	名 称	種 別	支 給 額		備 考	
				年 額	月 額		
生活保護世帯	入 学 支 度 金	私立高校	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)	
			定時制	69,000	—		
	奨 学 金	私立高校（府内）		全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整を行います。※3	
			外国人学校 ※1	全日制	228,000		19,000
	市町村民税非課税世帯	入 学 支 度 金	国公立高校	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専攻科を除きます。
			私立高校	全日制	178,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
				定時制	137,000	—	
		通 信 制			45,000	—	
		奨 学 金	国公立	特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）		192,000	16,000
特別支援学校高等部（専攻科を除く。）				168,000	14,000		
私立高校（府内）			全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2				
私立高校（府外）	全日制		396,000	33,000	国支援金との併給調整を行います。※3		
	定時制	288,000	24,000				
外国人学校 ※1	私立高校		全日制	396,000	33,000		
	外国人学校 ※1		全日制	396,000	33,000		
支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制	1学年につき 60,000	—	—	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5	
		定時制 通信制					

※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程
 ※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。
 ※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「京都府外の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。
 ※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。
 ※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。

<p>しんせいじき 申請時期</p>	<p>【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時（入学支度金は4月末まで）</p> <p>【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月 以降は随時（入学支度金は6月末まで）</p>		
<p>しきゅうじき 支給時期</p>	<p>入学支度金</p>	<p>【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）</p>	
<p>しんせいてづき 申請手続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所(P.2)に提出してください。</p> <p>【生活保護世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ <p>【市町村民税非課税世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用予定書 <p>▶身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶長期療養者世帯の方・・・医師の診断書</p>		
<p>とあわさき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。</p>		
<p>びこう 備考</p>	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業(修学金、修学支度金) 貸付 (P.46～49、P.72～75) ② 奨学のための給付金 支給 (P.54～55) ③ ひとり親家庭奨学金等(入学支度金) 支給 (P.41) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.56～57) ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.62) ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給 (P.65) ⑦ 京都府外の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減 (P.67) <p>※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。</p>		

ひとり親家庭奨学金等（入学支度金）【支給】

内 容	ひとり親家庭で、お子さんを扶養されている場合に、高校入学時に教育及び養育に必要な費用を支給します。
対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されているひとり親家庭で、申請年度に新たに高等学校（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）に入学するお子さんを扶養されている方 ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。
支 給 額	子ども1人につき 45,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）
申 請 時 期	4月～5月（入学前支給を希望する場合は入学前年度の2月）
支 給 時 期	8月末（入学前支給の場合は3月）
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、在学証明（学校長の証明、入学前支給の場合は合格証明）を添え、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所及び各市町村（京都市を除く。）で配布しています。
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。
備 考	▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。 ① 高校生等修学支援事業（修学支度金）貸付（P.48～49、P.74～75） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.52～53） ③ 交通遺児奨学金等（高等学校入学支度金）支給（P.56～57） ④ 技能修得資金 支給（P.94）

高等学校等入学準備のために

せいかつふくし し きんかしたつけきん きょういくし えんし きん むりしかしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容 し きん しゅるい (資金の種類)</p>	<p>1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。</p> <p>※1 「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金（P.46～47、P.72～73） ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.43～44、P.70）</p> <p>※2 「つなぎ資金」とは ※1の①については、4月以降に貸付。②についても貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならぬ時期に必要なお金が準備できない場合があります。教育支援費は、①、②のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。</p> <p>【①、②の貸付を受けられた場合】入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①、②の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。</p> <p>2 就学支度費：高等学校等への入学に際し、必要な費用をお貸しします。</p>																				
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方</p> <p>※ 高校生等修学支援事業の「修学支度金」を申請された場合（予約申請を含みます。）は、「2 就学支度費」の貸付を受けることはできません。</p>																				
<p>かし つけ きん かく 貸 付 金 額</p>	<p>1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校種別等</th> <th colspan="2">貸付限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校等</td> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校</td> <td>国公立</td> <td>21,000</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>32,000</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限とした特別分の貸付があります。</p> <p>2 就学支度金：500,000円以内</p>	学校種別等		貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	21,000	22,500	私 立	32,000	35,000
学校種別等				貸付限度額（月額）																	
		自宅通学	自宅外通学																		
高等学校等	国公立	18,000	23,000																		
	私 立	30,000	35,000																		
高等専門学校	国公立	21,000	22,500																		
	私 立	32,000	35,000																		
<p>しんせい そうだん 申 請 (相 談) じ き 時 期</p>	<p>※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（中学3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。</p>																				
<p>へん さい き かん 返 済 期 間</p>	<p>1 教育支援費：「つなぎ資金」は、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。））（P.69と同様）</p> <p>2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の据置期間後、8年以内</p>																				
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。</p>																				
<p>び こう 備 考</p>																					

高等学校等入学準備のために

 ほしふしかふふくししきんかじつけきん しゅうがくしきん しゅうがくしたくしきん もりしかじつけ
 母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																																						
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、次の①又は②に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ① 高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高校課程）に進学 ② 修業施設に入所 ※ ①に該当の方・・・修学資金、就学支度資金の貸付が受けられます。 ②に該当の方・・・就学支度資金、修業資金の貸付が受けられます。 ▶ 同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																																						
かし 貸 つけ 付 がく 額	○ 修学資金 月額限度額（①に該当の方） 単位：円 <table border="1" data-bbox="359 873 1412 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校等種別</th> <th colspan="5">学年別</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高等 専修 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等 専門 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>98,500</td> <td>98,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>115,000</td> <td>115,000</td> </tr> </tbody> </table> ○ 修業資金 月額限度額 68,000円（②に該当の方） ○ 就学支度資金 限度額 単位：円 <table border="1" data-bbox="359 1433 1149 1691"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学</td> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">修業施設に入所</td> <td></td> <td>自宅通所</td> <td>272,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通所</td> <td>282,000</td> </tr> </tbody> </table>		学校等種別		学年別					1年	2年	3年	4年	5年	高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	高等学校	国公立	自宅通学	150,000	自宅外通学	160,000	高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	私立	自宅通学	410,000	自宅外通学	420,000	修業施設に入所		自宅通所	272,000		自宅外通所	282,000
学校等種別		学年別																																																																																					
		1年	2年	3年	4年	5年																																																																																	
高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																																		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																																		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																																		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																																		
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																																
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																																
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500																																																																																
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000																																																																																
高等学校	国公立	自宅通学	150,000																																																																																				
		自宅外通学	160,000																																																																																				
高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	私立	自宅通学	410,000																																																																																				
		自宅外通学	420,000																																																																																				
修業施設に入所		自宅通所	272,000																																																																																				
		自宅外通所	282,000																																																																																				
しんせい 申請（相談） じ 時 き 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																																						
かし 貸 つけ 付 じ き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																																						

<p>しん せい て つづき 申請手続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書（修学資金、修業資金の場合） 合格通知書（就学支度資金の場合） ⑦ 学校案内や学費納入通知・払込通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
<p>と あわ さき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。</p>
<p>び ころ 備考</p>	<p>同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.46～49、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.42、P.69） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79）

※表中の金額は令和7年3月現在のもので、変更となる場合があります。

第6編

高等学校等入学準備のために

ふくし けいこうこうしゅうがくし きん むりしかしつけ
福祉系高校修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士の養成課程を有する高校に入学しようとしており、将来、介護福祉士として京都府内の介護施設で就労を考えておられる方に修学準備金や介護実習費等をお貸しします。								
たい 対 象 者	介護福祉士の養成課程を有する高校に入学し、卒業後、京都府内の介護施設において、介護福祉士として業務に従事しようとする方								
かし 貸 付 額	<table border="0"> <tr> <td>1 修学準備金</td> <td>30,000円以内（入学年度に1回）</td> </tr> <tr> <td>2 介護実習費</td> <td>30,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>3 国家試験受験対策費用</td> <td>40,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>4 就職準備金</td> <td>200,000円以内（卒業年度に1回）</td> </tr> </table>	1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）	2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）	3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）	4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）
1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）								
2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）								
3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）								
4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）								
しん 申 請 時 期	入学後毎年4月～5月								
し 支 給 時 期	年1回4月頃（入学年度は6月頃・就職準備金は卒業年度の11月頃）								
しん 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の証明書を添付し、在学されている高校に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人の前年の所得を証明する書類（2名分） 								
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）								
と 問 い 合 せ 先	京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。								
び 備 考	<p>次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、京都府内の介護施設において介護福祉士として介護の業務に3年間従事された場合 								

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょうしゅうがくきん むりしかしつけまたりしほきゅう
高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ないよう 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たいしやう 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～④）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。 同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かしつけまた 貸付又は ゆうしがく 融 資 額	国公立 月額18,000円以内（千円単位） 私立 月額30,000円以内（千円単位） ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
よやくしんせいてつづ 予約申請手続 および かしつけしき 貸付時期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。予約申請を希望される場合は、中学校に「手引き」を請求してください。 ・次の①～⑤の流れになります。 ①予約申請書、所得に関する証明書等提出（中学3年生の10月～12月中旬） →中学校へ ②府から予約決定通知を交付 ③合格発表の後、予約本申請書提出（中学3年生の2月～3月中旬） →中学校へ ④進学後、府から貸与決定通知を交付 ⑤貸付（4月末～6月末）	・次の①～⑧の流れになります。 ①利用申込(中学3年生の10月～12月中旬) →中学校へ ②特別融資申込資格認定申請 （中学3年生の2月～3月） ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込(進学後の5月～8月末日) ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）
	※入学後も新規申請が可能です。（5月中旬まで）→（P.72～73）	

かし つげ また 貸付又は ゆう し じ き 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。 <table border="1" data-bbox="363 219 869 369"> <tr> <th>区分</th> <th>振込時期</th> </tr> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>4月末～6月末</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>10月末</td> </tr> </table>	区分	振込時期	4月分～9月分	4月末～6月末	10月分～3月分	10月末	<table border="1" data-bbox="917 179 1420 369"> <tr> <th>融資方法</th> <th>融資時期</th> </tr> <tr> <td>一括</td> <td>入学年度の5月～8月</td> </tr> <tr> <td>分割</td> <td>初年度5月～8月 次年度以降 4月～</td> </tr> </table>	融資方法	融資時期	一括	入学年度の5月～8月	分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～
区分	振込時期													
4月分～9月分	4月末～6月末													
10月分～3月分	10月末													
融資方法	融資時期													
一括	入学年度の5月～8月													
分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～													
れんたい ほ しょうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきま しては、自己負担となります。												
へん さい き かん 返済期間	貸付終了後、20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以 内)	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内												
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。													
び ころ 備考	<p>▶同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金) 貸付 (P.43～44、P.70) ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.62) ③ 高校生給付型奨学金 支給 (P.39～40、P.52～53) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.56～57) ⑤ 就学奨励費(特別支援学校) 支給 (P.58) ⑥ 看護師等修学資金 貸付 (P.98) ⑦ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与 (P.78～79) ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付 (P.76～77) ⑨ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金(P.42)について、早期からご相談ください。</p> <p>▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.38)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>													

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょう しゅうがくしたくきん むりしかしつけまた りしほきゅう
高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ないよう 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たいしょうしゃ 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	<p>注1：「高校生等修学支援事業（修学金）」（P.46～47）の「1 高等学校等修学金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみのお申し込みはできません。</p> <p>注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>	
かしつけまた 貸付又は ゆうしがく 融 資 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私 立 250,000円定額
よやくしんせいてつづ 予約申請手続 および およ 貸付時期	<p>※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。（いずれも、P.46～47の修学金とあわせて手続きを行います。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～④の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生10月～12月中旬） ②貸与申請（中学3年生の2月～3月） ③進学後、府から貸与決定通知を交付 ④貸付（4月末～6月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～⑧の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生の10月～12月中旬） ②特別融資申込資格認定申請（中学3年生の2月～3月） ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込（進学後の5月～7月末日） ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）

れんたい ほしやうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
びこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金) 貸付 (P.43～44) ② 高校生給付型奨学金(入学支度金) 支給 (P.39～40、P.52～53) ③ 交通遺児奨学金等(入学支度金) 支給 (P.56～57) ④ ひとり親家庭奨学金等(入学支度金) 支給 (P.41) ⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費) 貸付 (P.42) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校) 支給 (P.58) ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶ 中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金(P.42)について、早期からご相談ください。</p> <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.38)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	